

うるま市新商品開発及びブランド化促進事業の補助金をご活用下さい。

うるま市には、市内中小企業が行う新商品及びブランド化等の開発、開発研究意欲の高揚を図ることを目的とした、補助制度があります。

新商品や新技術の開発、商品高級化等に関する技術研究を予定している方々は、どうぞご活用ください。

【補助対象者】

市内中小事業者で、市内に主たる事業所及び工場を持ち、原則として、1年以上事業を営むものとする。

【補助対象事業】

新商品、新技術もしくはデザイン等の研究開発事業

【補助金の額】

市が認める経費（補助対象経費）の3分の2以内の額とし、一補助事業あたり50万円を限度とする。

【募集期間】

6月1日～7月31日

【申し込み先及びお問い合わせ先】

経済部観光課 ☎965-5634 内線104



有限会社「勝南」が同事業を活用し、新商品の健康マット「びーたん」を開発。

5月9日、根路銘安充社長が市役所を訪れ新商品のマット10枚を市へ贈呈しました。「びーたん」は、照間のピーグ（い草）で作られたむしろに備長炭入りのマットを取り付けて使用するもので、抗菌、消臭効果、活性酸素除去作用など、ピーグと備長炭がもつさまざまな効能が期待される商品です。17年度は同社のほか「きむたか薬草組合」、「木の工房 空陽」が補助を受け商品を開発。

特別障害者手当・障害児福祉手当について

在宅の重度障害者（児）に対し、その著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、重度障害者（児）の福祉の向上を図ることを目的としています。

1. 特別障害者手当
在宅の20歳以上であつ

て、著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方。
ただし、施設に入所中の方、継続して3カ月を超えて入院している方は対象外です。

2. 障害児福祉手当

在宅の20歳未満であつて、著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方。

ただし、障害を事由とする年金を受給している方、施設に入所している方は対象外です。

【手当月額】

（平成18年4月現在）

特別障害者手当

26,440円

障害児福祉手当

14,380円

【申請方法】

医師の診断書・その他の書類を添付して申請する必要があります。



詳しくは障がい福祉課
☎973-5452までお問い合わせください。